

憲法・教基法改悪を阻止しよう 新潟県各地の運動

憲法・教基法改悪阻止 に向けて

「教育基本法改悪を止めよう」
新潟県連絡会

内山雄平

はじめに

今臨時国会（〇六年九月二十九日召集）の所信表明演説で、安倍晋三首相は、継続審議の教育基本法「改正」について「早期成立を期す」と述べ、教基法改悪法案の成立をめぐる事態が緊迫している。

すでに研究所は、二〇年目の二二

回総会（〇四年九月）において、自らの存立の理念に関わる憲法、教育基本法の改定に反対する運動に全力を尽くして参加していく決意を表明した。

そこで研究所は、会員の有志と相談して、七氏を呼びかけ人として「教育基本法の改悪を止めよう」新潟県連絡会―を立ち上げ、その事務局を担当した。

呼びかけ人の代表に山崎健（新潟大学教授）、他に川上真紀子（新潟教育ネットワーク）、熊谷直樹（高校教員）、近藤明彦（弁護士）、成島隆（新潟大学教授、新田初美（医師）、世取山洋介（新潟大学助教授）の各氏である。県民に賛同を呼びかけ、1

10人以上の賛同者と20万円のカンパが寄せられ、教基法「改正」ニュースも発行した。

1. どのような取り組みをしてきたか

（1）学習会の開催と講師の派遣
06年4月23日、政府与党は、教育基本法「改正」案を通常国会に提出した。直ちに国会内で特別委員会を設置し、「改正」法案の成立を急ぐ事態に、県連絡会は、5月17日、いち早く「改正」案の中身を市民に知らせる「教育基本法「改正」法案」の学習集会を市教組会館で開いた。
呼びかけ人の成嶋隆・新潟大学教授（日本教育法学会教育基本法研究特別

委員会委員長の講師に、テーマは「教
基法改正―逐条批判―」である。

また、県連絡会は、各団体の要請
を受け、講師を派遣した。「新発田社
会進歩の会・にいがた県民教育研究
所共催」、「憲法を守る長岡市民の会
・新婦人長岡支部共催」で講演会を
開き、「小千谷憲法第9条を守る会」
も予定している。

(2) 憲法センターなど他団体と連
携して

①街頭宣伝活動

県連絡会が作成した「教基法改悪
反対」のチラシ2000枚を県公立
高教組・県労連などが県下各地のメ
ーデー会場で配布する。また、公立
高教組・私教連と共同して、新潟市
内で街宣・チラシ配布・署名行動を
展開した(6月上旬)。

②国会議員への要請はがき運動

憲法センターと連携して、県内の

諸団体・個人に働きかけ、県選出国
會議員18氏に「要請はがき」を6
300枚送り届けた(5月下旬～6月
下旬)。

このような反対運動が全国的にも
急速に盛り上がり、そのせいもあつ
て「改正」案は、秋以降の国会の継
続審議になった。

この臨時国会で早期成立を急ぐ教
基法改正法案審議を前に、9月24
日、新潟市で手作りの実行委員会を
組織し「教育基本法『改正』問題を
考えるシンポジウム」を開催した。
特別講演に「無言館」主・窪島誠一
郎氏を迎え、弁護士・中学校教師・
父母・大学生によるパネルディスカッ
ションをした。参加者は550人。

2. これからの運動をどうすす
めるか

10月上旬、公立高教組中心に県

内キャラバンを実施した、32全市
町村の教育長との要請・懇談では、
「拙速に改正すべきではなく、慎重に
審議すべきだ」とする声が圧倒的で
あり、おおむね市民には十分理解さ
れていないとの認識であった。

県教委は今年の入学式で「君が代」
斉唱時に不起立の教職員に対して、
初めて戒告処分を行った。これが違
憲・違法であることは、石原都政の
「君が代・日の丸」強制に対して東
京地裁が違憲・違法の画期的判決を
下したことから明らかである。

国家の教育統制を許し、子どもた
ちの未来を危うくする「改正」を阻
止するため、12月中旬までの国会
会期末の短い期間に、東京地裁判決
や、改悪教基法の内容をどれだけ父
母・県民に拡げられるか、論議を巻
き起こすかが当面の最重要課題にな
ってきた。

そのため、県連絡会としては、憲法センターなどと連携しつつ、引き続き各地区で開催される学習会への講師派遣や、国会議員に対する「要請はがき」運動をすすめていきたい。(うちやま ゆうへい・県連絡会事務局長)

新発田憲法センターの活動を中心に

憲法改悪反対運動

～これまでの取りくみと
これからのすすめ方～

高森 勉

はじめに

「新発田憲法センター」(略称)は、「憲法を守る新潟県センター」の発足に合わせて、〇五年三月にスタートしました。郵政民営化にかかわる国会解散・衆院選になるまでの約四

ヶ月間、月三回ある「九のつく日」に市内に街宣車を運行させ、「戦争はいやだ、守ろう憲法九条」の看板を掲げ、流し宣伝と八ヶ所程度の街角演説をねばり強くすすめてきました。

行動を支える学習は、「新発田社会進歩の会」が主催する学習会はじめ、七月にスタートした「新発田九条の会」主催の学習会や各団体や地域の取り組みの中で行ってきた。その後、国会解散・衆院選と続き、憲法改悪反対運動は、〇六年初めまで中断されたままとなっていました。通常国会が始まり、政府・与党による憲法改悪の動きが急速に強まる中、改悪反対運動を展開する本格的な運動をスタートさせることになりました。

一、二〇〇六年一月から組織体制

と活動方針を確立して本格的な活動を開始

(1) 組織体制の再確認

新年早々に、構成団体として、新発田民主商工会、新発田健康と生活を守る会、新発田社会進歩の会、年金者組合新発田支部、新婦人の会新発田支部、新発田地区労働組合連絡会、日本共産党新発田市委員会の七団体を再確認しました。

(2) 事務局と責任体制の確立

構成団体から1人ずつの代表で組織を確立し、代表委員に「守る会」「新婦人」「社会進歩の会」「共産党」の四人と、事務局に年金者組合、新発田民商、地区労組連から三人としてスタートしました。

(3) 活動方針の確認

ア、県憲法センターと連携して活動を展開する。